

「核燃料物質等」の安全を確保し、国際的な平和利用に協力しています。

「核燃料物質等」が安全に使用されるように、原子炉等規制法に基づいた国と事業者による厳重な安全規制がおこなわれています。また、国際原子力機関との協定など国際的な観点からの安全確保もおこなわれています。

国(文部科学省等)による安全規制

事業者による安全管理

定期検査

核燃料物質を使用する施設は、年1回の定期検査及び、必要に応じた立入検査を受ける必要があります。

記録の作成

核燃料物質の使用に関する記録をおこない使用施設に備え置く必要があります。

- 検査の記録
- 放射線管理の記録
- 原子炉運転の記録等をおこないます。

報告の義務

核燃料物質を使用する施設は、施設の利用状況を報告する必要があります。

- 核燃料物質の状況報告(年2回)
- 放射線管理の状況報告(年1回)
- 故障・事故の状況報告等をおこないます。

保安規定

施設の使用を開始する前に、安全規定を定め、国の認可を受ける必要があります。

- 安全を保つための体制
- 放射線の管理
- 安全を保つための教育
- 非常時の対応等を規定します。

原子炉主任技術者の選任

原子炉を設置運転する場合、原子炉運転の監督者である原子炉主任技術者を選任する必要があります。

核物質防護規定

核燃料物質の取扱いをおこなう前に、核燃料物質防護規定を定め、国の許可を受ける必要があります。

- 監視カメラシステムの設置
- 車両ゲートの設置
- 出入管理システムの設置
- 侵入検知センサーの設置等を規定します。

核物質防護管理者の選任

核物質防護の責任者である核物質防護管理者を選任する必要があります。



申請

許可

検査

計量管理報告

計量管理報告

査察

査察



国際原子力機関 (IAEA) による安全確保

我が国は、1976年より「国際原子力機関 (IAEA)」の保障措置制度に従って保障措置を実施しています。

保障措置とは?

原子力の平和利用を確保するため、核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことを検閲することです。



保障措置 4 つの方法

●査察

計量管理報告が本当に正しいかどうかを、実際に事業所に立ち入って検査すること。



●計量管理

施設内にある核燃料物質の量や搬入・搬出状況を管理すること。

●封じ込め

核燃料物質の貯蔵室や容器の封印をおこなうこと。



●監視

監視装置を使用し、核燃料物質の移動を監視すること。



核物質防護とは?

核物質防護とは、核物質を盗もうとする者や、原子力施設を破壊しようとする者から核物質や施設を守ることです。核物質防護は盗んだ核物質を原料にして核兵器が作られるのではないかと、いうシナリオを想定しているため核不拡散を確保するための手段の一つとされています。

